

春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成24年11月19日開催

目

次

国保財政の健全化について

1	税率改定に対する基本的な考え方	1
2	平成 25 年度から 27 年度までの収支見通し	
	(1) 被保険者数	3
	(2) 現行税率での収支の見通し	4
3	改定案	
	(1) 3 年間の財源不足額の抑制	5
	(2) 税率設定に対する基本的な考え方	6
	(3) 1 人あたりの保険税額の県下順位	8
	(4) 改定税率(案)	9
	(5) モデルケース別の税額	10
	(6) モデルケース別の税額県下比較	11

国保財政の健全化について

1 税率改定に対する基本的な考え方

本市の国民健康保険事業は、社会経済情勢が急激に変化する中で、多くの制度改正を経ながら、誰もが安心して医療を受けられる事業運営に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化の進展による医療費の増加や、長引く経済不況に伴う国保税収の減少などにより、平成8年度以降、多額の赤字額を計上しています。この間、税率改定、医療費適正化対策や収納対策を積極的に進めてきたところですが、平成23年度末の累積赤字は約12億8,300万円となっています。

今後さらに、加入者の高齢化等に伴い医療費の増加が見込まれることから、将来的に健全で安定した事業運営が可能となるよう、国保財政の健全化に計画的に取り組む必要があります。

※平成24年度の財政健全化対策

【医療費適正化】

- ◇ ジェネリック医薬品利用差額通知書の発送
- ◇ ジェネリック医薬品希望カードの配付
- ◇ 重複・多受診者訪問指導の開始
- ◇ 特定健診・特定保健指導の充実
- ◇ レセプト点検の強化
- ◇ 国保健康講座の開設
- ◇ 医療費通知の継続

【収納】

- ◇ 国保税収納プロジェクトの設置
- ◇ 税務署OB職員の配置増員
- ◇ 国民健康保険推進員の取り組み強化

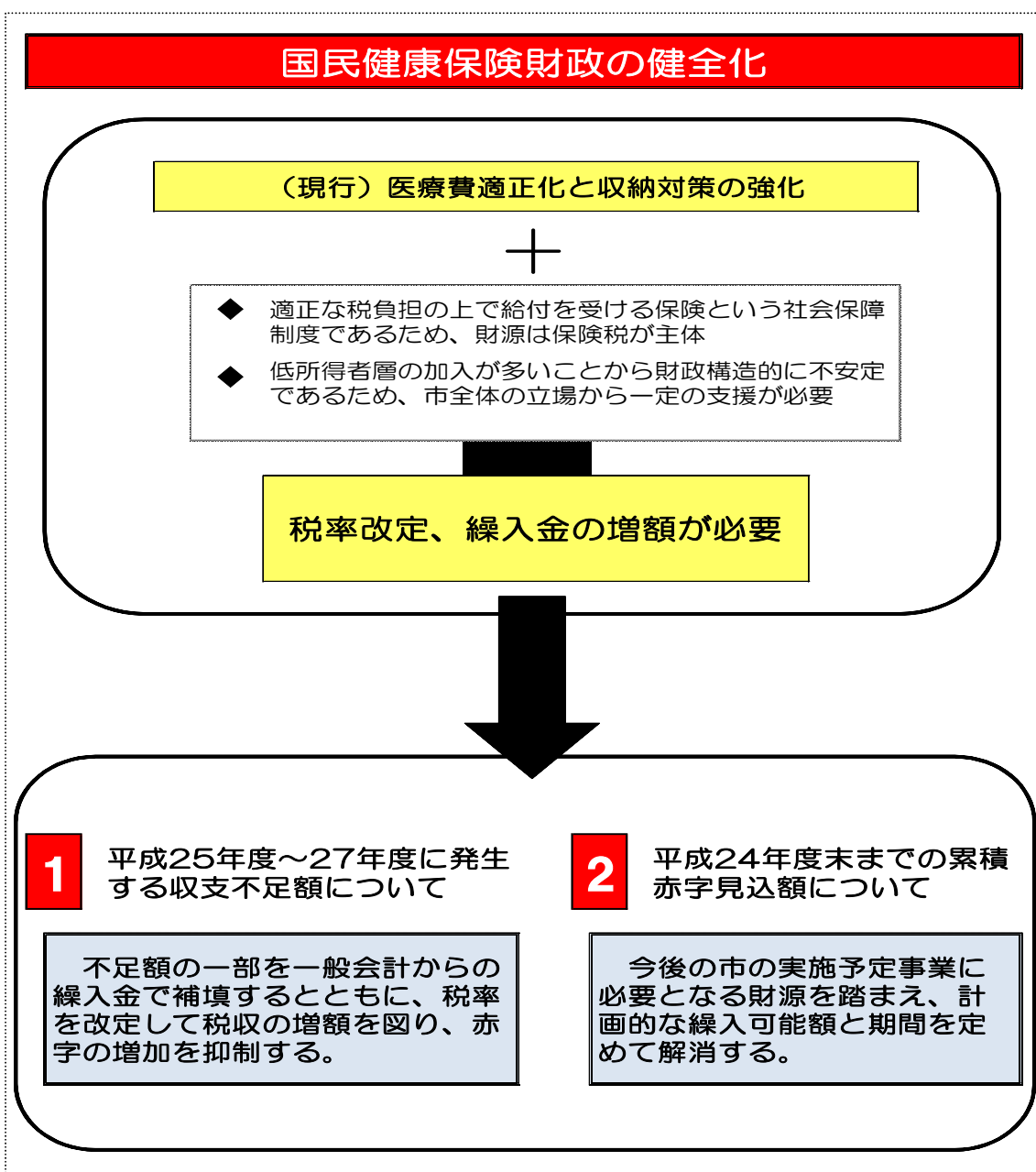
国民健康保険事業は、構造的に低所得者層を多く抱える不安定な制度であるため、社会保障制度として一定の財政支援が必要ですが、一方では、被保険者の適正な税負担の上で給付を受ける保険制度として、公平性の確保も必要です。

健全化にあたり、不足財源の全額を国保税に求めることは、被保険者の大幅な負担増となり、避けなければなりません。国保税と一般会計からの繰入金のバランスのとれた負担により、今後の財政

収支の悪化を抑制していくとともに、累積赤字を解消していくことが重要と考えます。

こうした考えのもとで、平成25年度からの27年度までの3年間に見込まれる収支不足については、繰入金増額と、保険税率の改定による税収増額により、対応することとします。

また、平成24年度末までの累積赤字額については、過去の医療給付に対する財源不足分であることから、全額繰入金で対応することとし、今後の全市的な財政収支を勘案の上、毎年の繰入金額と期間を定めて、計画的に解消していくものとします。



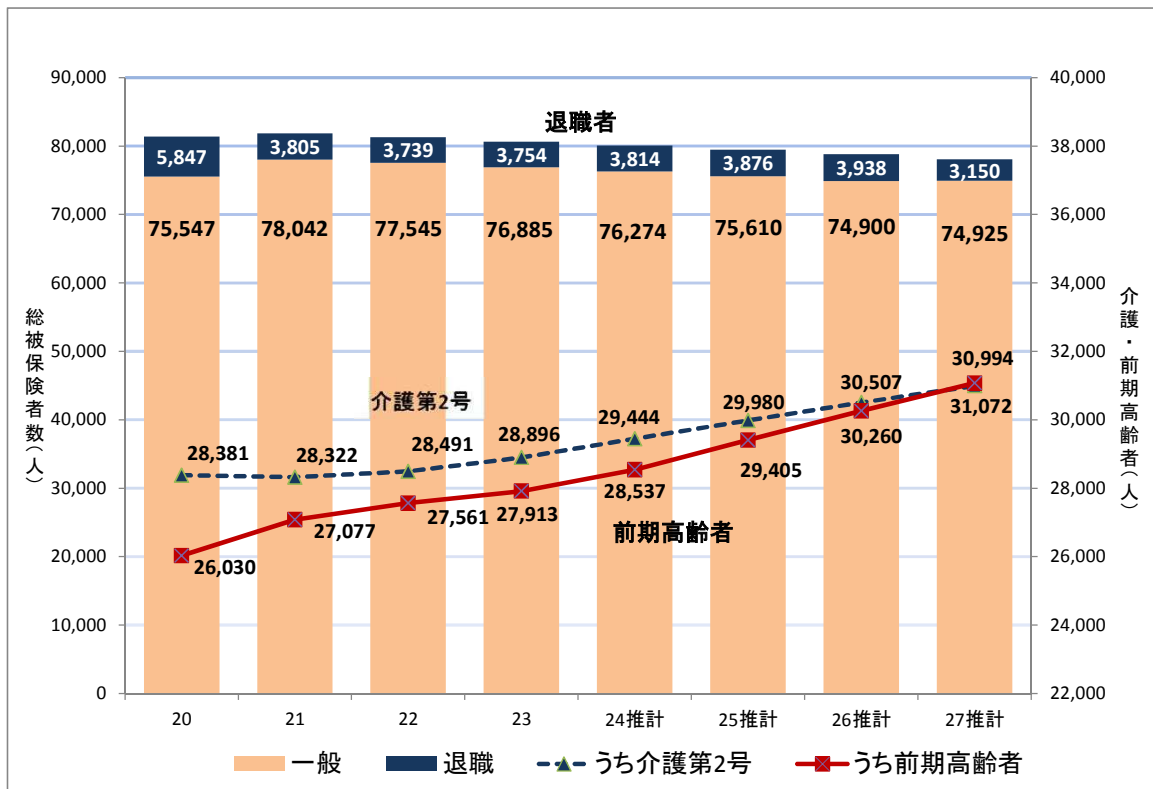
2 平成25年度から27年度までの収支見通し

(1) 被保険者数

(単位：人)

年 度	20	21	22	23	24見込	25推計	26推計	27推計
一般被保険者（0～74歳）	75,547	78,042	77,545	76,885	76,274	75,610	74,900	74,925
増減率（%）		3.30	▲0.64	▲0.85	▲0.79	▲0.87	▲0.94	0.03
うち前期高齢者（65～74歳）	26,030	27,077	27,561	27,913	28,537	29,405	30,260	31,072
増減率（%）		4.02	1.79	1.28	2.24	3.04	2.91	2.68
退職被保険者	5,847	3,805	3,739	3,754	3,814	3,876	3,938	3,150
増減率（%）		▲34.92	▲1.73	0.40	1.60	1.63	1.60	▲20.00
計	81,394	81,847	81,284	80,639	80,088	79,486	78,838	78,075
増減率（%）		0.56	▲0.69	▲0.79	▲0.68	▲0.75	▲0.82	▲0.97
うち介護第2号（40～64歳）	28,381	28,322	28,491	28,896	29,444	29,980	30,507	30,994
増減率（%）		▲0.21	0.60	1.42	1.90	1.82	1.76	1.60

※退職者医療制度は平成26年度で廃止



少子化、高齢化に伴い、国保被保険者数は減少、前期高齢者数(65～74歳)は増加見込み

⇒ 医療費の高い高齢者が多い構造

(2) 現行税率での収支の見通し

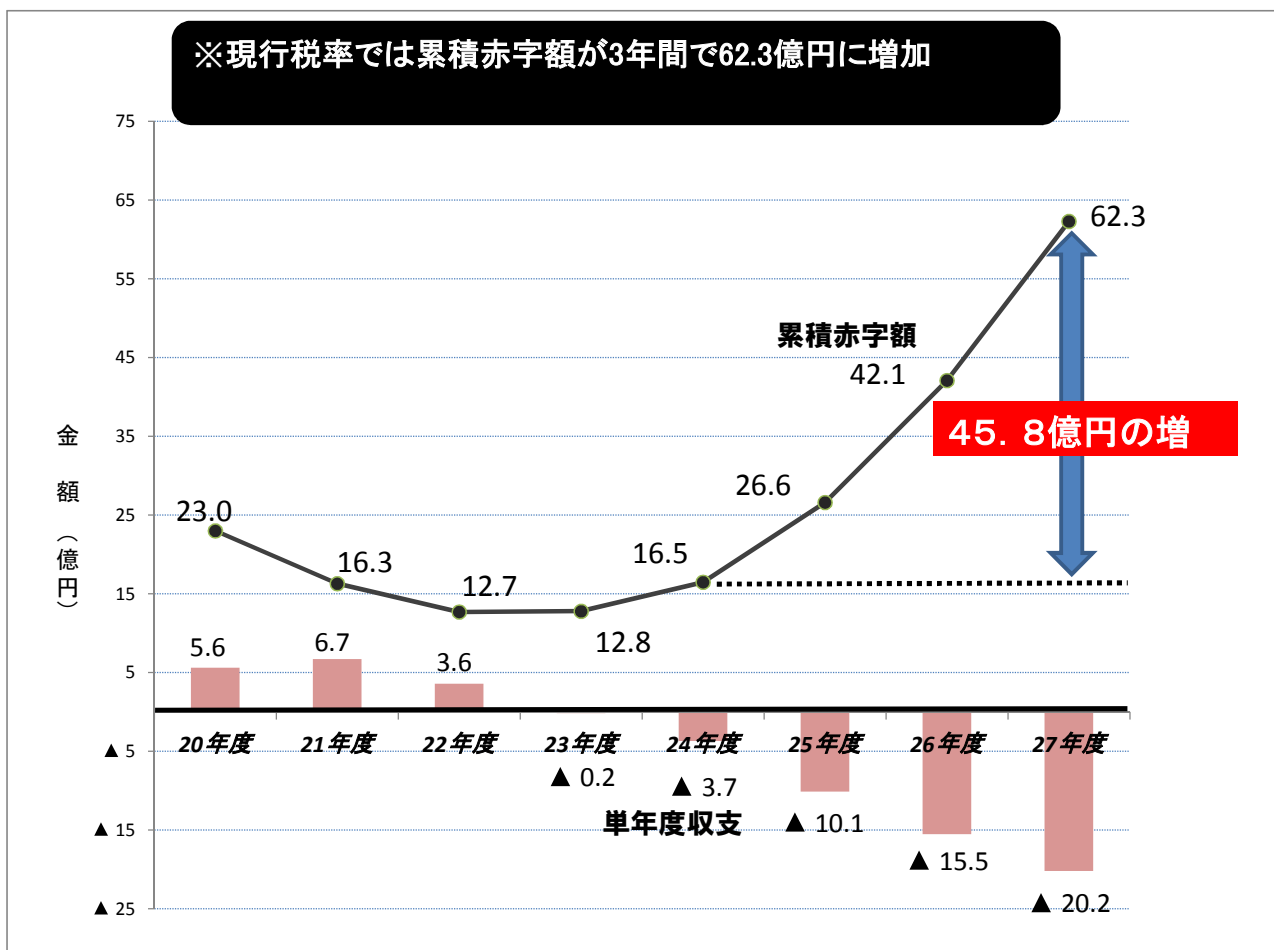
(単位：億円)

年 度	20	21	22	23	24見込	25推計	26推計	27推計
歳 入 計	254.7	258.8	263.4	272.9	284.1	284.2	287.2	298.4
国民健康保険税	82.7	81.0	76.0	75.5	76.3	76.3	75.8	75.2
増減率 (%)		▲ 2.06	▲ 6.17	▲ 0.66	1.06	0.00	▲ 0.66	▲ 0.79
交付金等	172.0	177.8	187.4	197.4	207.8	207.9	211.4	223.2
増減率 (%)		3.37	5.40	5.34	5.27	0.05	1.68	5.58
赤字補填分繰入金	4.6	6.8	5.4	5.3	5.8	0	0	0
歳 出 計	249.1	252.1	259.8	273.1	287.8	294.3	302.7	318.6
保険給付費	170.8	176.1	183.1	189.8	196.8	203.9	211.4	219.4
増減率 (%)		3.10	3.98	3.66	3.69	3.61	3.68	3.78
後期高齢者支援金他	78.3	76.0	76.7	83.2	91.0	90.4	91.3	99.2
増減率 (%)		▲ 2.94	0.92	8.47	9.38	▲ 0.66	1.00	8.65
◇ 単年度収支	5.6	6.7	3.6	▲ 0.2	▲ 3.7	▲ 10.1	▲ 15.5	▲ 20.2
◇ 累積赤字額	▲ 23.0	▲ 16.3	▲ 12.7	▲ 12.8	▲ 16.5	▲ 26.6	▲ 42.1	▲ 62.3

※ 平成25年度～27年度の赤字補填分繰入金は0円で計算

単年度赤字 25・26・27年度の3年間で 45.8億円

累積赤字 27年度末で 62.3億円



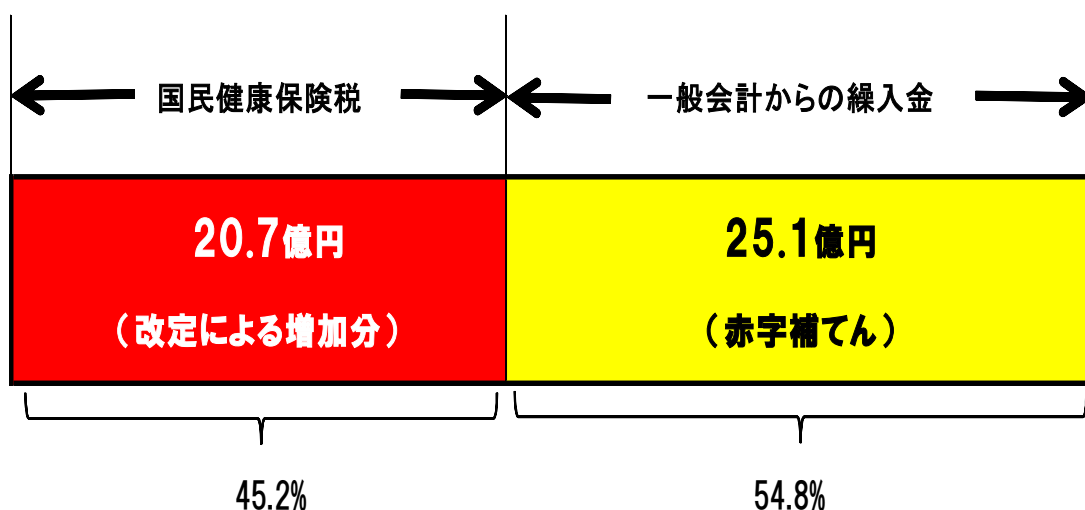
3 改定案

(1) 3年間の財源不足額の抑制

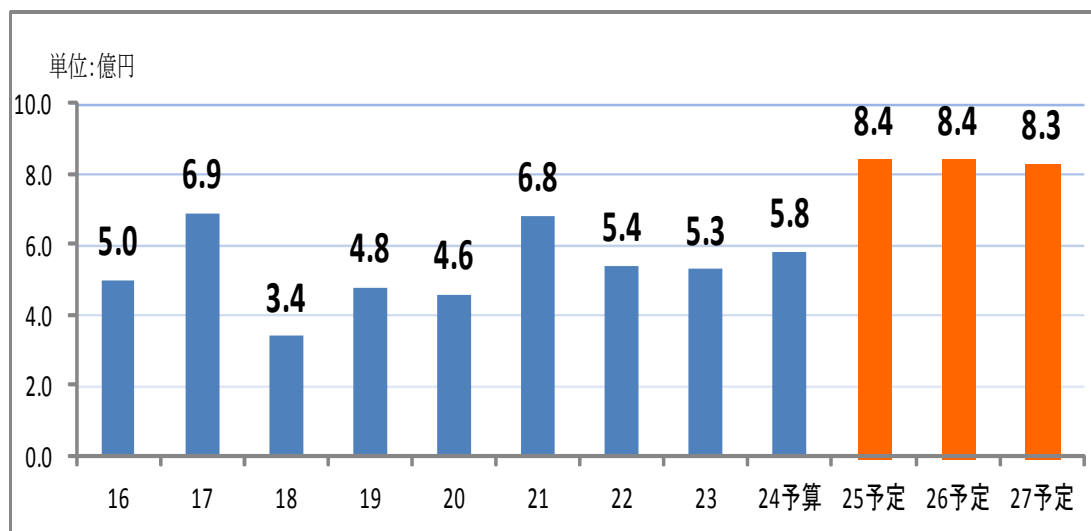
平成25年度から平成27年度までの累積赤字増加見込額約45億8千万円については、繰入金の増額と保険税率の改定による国民健康保険税の増額により累積赤字額の増加を抑制します。

※不足財源の約55%を一般会計（繰入金）が負担し、残りの約45%を被保険者（国民健康保険税）が負担

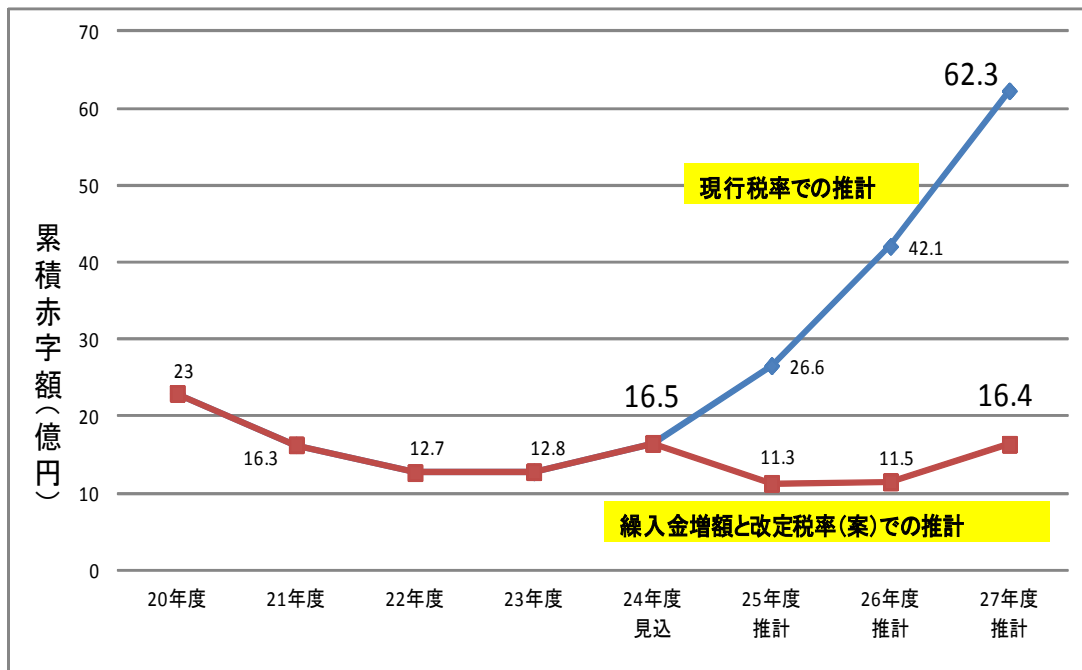
※不足財源(45.8億円)の内訳



※繰入金(赤字補てん分)の推移



※改定による累積赤字額の推移(現行税率との比較)

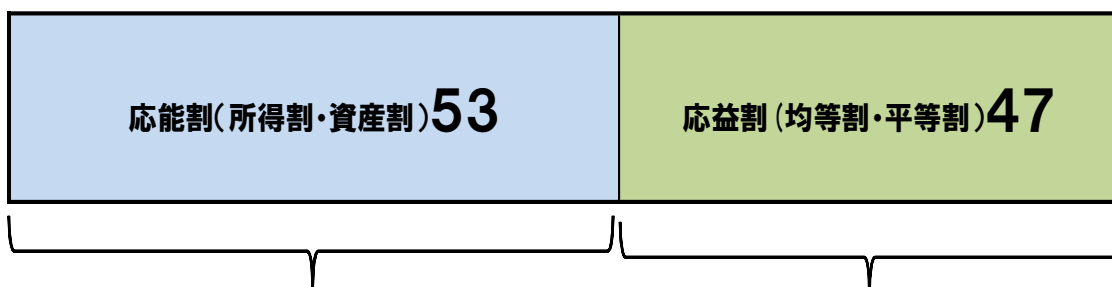


(2) 税率設定に対する基本的な考え方

① 応能・応益割合の維持

負担能力に応じた応能割(所得割・資産割)と受益に応じた応益割(均等割・平等割)の割合については、被保険者全体で制度を支える観点から適切なバランスをとることが重要です。また、国民健康保険法施行令では、標準割合を50%対50%と定めていることから、高い応能割の設定により、中間所得者層への過重な税負担とならないように、現行(53%:47%)程度の応能応益割合の維持を基準とした税率を設定します。

※春日井市国民健康保険税の課税割合

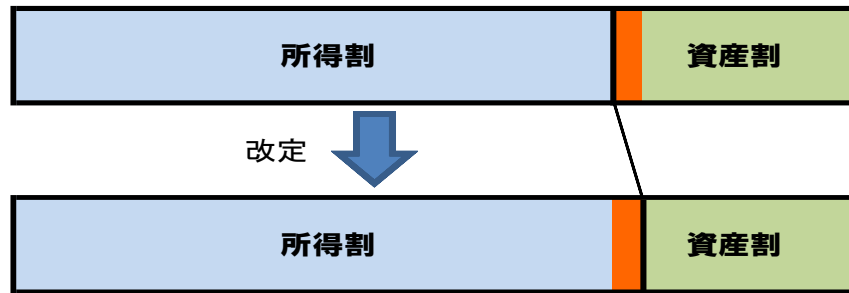


所得割・・・平成23年度賦課世帯割合66.9%
 資産割・・・平成23年度賦課世帯割合49.7%

均等割・・・被保険者全員に賦課
 平等割・・・全加入世帯に賦課

② 資産割の引下げ

資産割は、居住用資産に課税することや、市内所有の固定資産にのみ課税することから、現行の在り方に対する不公平感の指摘があります。また、県単位での国保広域化を見据えた場合の他市町村との均衡化という問題も抱えますが、資産割の大幅な減率は、同じ応能割の所得割率の大幅な引上げにつながると同時に、被保険者間の改定幅に大きな格差が生じさせるため、その影響をできる限り少なくする適切な資産割の減率を実施します。



※応能・応益割合を変更しないため、資産割率の引下げには所得割率の引き上げが必要となる

③ 介護納付金と国保税分との格差

介護納付金については、40歳以上の第2号被保険者が納付する国民健康保険税の介護納付金課税額分や、介護保険分の療養給付費等負担金等を介護保険制度に納付するものです。

現行の税率では、この国保税介護納付金課税額分として本来徴収すべき金額の不足割合が大きくなっているため、赤字収支となる大きな要因でもあります。基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の収支バランスを図った税率を設定します。

※歳入の不足割合

			(単位:千円)			
			21年度	22年度	23年度	24年度推計
介護納付金課税額	歳入	国民健康保険税(介護分)	564,195	524,904	532,913	532,380
		税以外収入	585,209	643,740	743,337	708,452
	計	1,149,404	1,168,644	1,276,250	1,240,832	
	歳出	介護納付金	1,229,421	1,320,894	1,489,279	1,597,547
	差引不足額		▲ 80,017	▲ 152,250	▲ 213,029	▲ 356,715
不足割合		▲6.5%	▲11.5%	▲14.3%	▲22.3%	
後期高齢者支援金等課税額	歳入	国民健康保険税(支援分)	1,907,552	1,815,506	1,817,590	1,881,205
		税以外収入	1,586,942	1,567,054	1,734,564	1,874,321
	計	3,494,494	3,382,560	3,552,154	3,755,526	
	歳出	後期高齢者支援金	3,590,208	3,245,179	3,606,552	3,978,618
	差引不足額		▲ 95,714	137,381	▲ 54,398	▲ 223,092
不足割合		▲2.7%	—	▲1.5%	▲5.6%	

(3) 1人あたりの保険税額の県下順位

市名	保険税総額(円)	被保数(人)	一人あたり保険税額(円)	24年度改定の有無
1 田原市	2,729,208,929	24,838	109,880	
2 半田市	3,201,791,376	29,764	107,573	
3 豊橋市	9,970,025,339	95,829	104,040	有
4 常滑市	1,520,982,249	14,784	102,880	
5 高浜市	1,011,107,433	10,056	100,548	
6 稲沢市	3,743,395,192	37,450	99,957	
7 尾張旭市	2,032,029,755	20,486	99,191	
8 岩倉市	1,281,809,819	13,080	97,998	
9 弥富市	1,152,898,396	11,837	97,398	
10 豊川市	4,632,978,114	47,674	97,180	
11 知立市	1,450,909,694	14,981	96,850	
12 名古屋市	57,853,605,376	601,507	96,181	有
13 犬山市	1,937,437,298	20,203	95,898	
14 碧南市	1,732,081,441	18,071	95,849	
15 岡崎市	8,618,268,967	91,040	94,665	有
16 刈谷市	2,953,139,120	31,474	93,828	
17 新城市	1,240,594,793	13,238	93,715	有
18 春日井市	7,551,468,254	80,639	93,645	
19 豊田市	8,961,181,228	96,718	92,653	
20 大府市	1,915,747,731	20,711	92,499	
21 あま市	2,431,548,271	26,347	92,289	
22 瀬戸市	3,067,148,015	33,378	91,891	有
23 西尾市	4,237,041,398	46,230	91,651	有
24 愛西市	1,830,587,732	19,988	91,584	
25 津島市	1,703,487,049	18,739	90,906	
26 日進市	1,641,227,610	18,222	90,068	
27 蒲郡市	2,072,152,552	23,167	89,444	有
28 知多市	2,107,408,864	23,707	88,894	
29 安城市	3,759,408,719	42,399	88,667	有
30 豊明市	1,582,716,198	17,875	88,544	
31 みよし市	1,014,154,733	11,541	87,874	有
32 東海市	2,464,915,236	28,247	87,263	有
33 長久手市	894,331,009	10,310	86,744	
34 小牧市	3,507,697,099	40,907	85,748	
35 江南市	2,312,038,265	27,773	83,248	
36 一宮市	8,979,331,543	109,056	82,337	
37 北名古屋市	1,920,177,838	24,443	78,557	
38 清須市	1,390,924,390	18,109	76,808	

改定案
5位 102,202円
(+8,557円)

※ 改定後の1人あたり額の算出は、比較のため、平成23年度被保険者数で除して算出

(4) 改定税率 (案)

基礎課税額 (医療給付費分)

	改 定 前	改 定 後	増 減
所得割	4. 5%	5. 1%	0. 6%
資産割	2 3%	2 0%	▲ 3%
均等割	2 2, 5 0 0 円	2 4, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
平等割	2 2, 0 0 0 円	2 5, 1 0 0 円	3, 1 0 0 円

後期高齢者支援金等課税額

	改 定 前	改 定 後	増 減
所得割	1. 6%	1. 8%	0. 2%
資産割	5%	5%	—
均等割	9, 5 0 0 円	9, 9 0 0 円	4 0 0 円
平等割	9, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円	—

介護納付金課税額

	改 定 前	改 定 後	増 減
所得割	1. 0%	1. 1%	0. 1%
資産割	5%	5%	—
均等割	6, 5 0 0 円	9, 7 0 0 円	3, 2 0 0 円
平等割	6, 5 0 0 円	7, 0 0 0 円	5 0 0 円

(5) モデルケース別の税額

モデルケース				現行税額(a)	改定案による税額(b)	
					増減額(b)-(a)	
						増減率 (b)/(a)
家族4人世帯	夫・45歳 (介護有)	①	夫 所得 400万円 資産税 10万円	472,000円	521,500円 49,500円増	10.5%
		②	夫 所得 200万円 資産税 10万円	330,000円	361,500円 31,500円増	9.5%
	③	夫 所得 100万円 資産税 無 (5割軽減該当)	136,600円	152,500円 15,900円増	11.6%	
家族2人世帯	夫・64歳 (介護有)	④	夫 所得 200万円 資産税 10万円	266,000円	292,700円 26,700円増	10.0%
		⑤	夫 所得 100万円 資産税 無 (2割軽減該当)	139,000円	157,000円 18,000円増	12.9%
	⑥	夫 所得 300万円 資産税 15万円	299,800円	324,500円 24,700円増	8.2%	
単身世帯	主・62歳 (介護有)	⑦	主 所得 200万円 資産税 10万円	227,500円	248,600円 21,100円増	9.3%
		⑧	主 所得 50万円 資産税 10万円 (2割軽減該当)	105,800円	111,700円 5,900円増	5.6%
	⑨	主 所得 0円 資産税 無 (7割軽減該当)	22,700円	25,400円 2,700円増	11.9%	
	⑩	主 所得 0万円 資産税 15万円 (7割軽減該当)	72,200円	70,500円 1,700円減	▲2.4%	
	⑪	主 所得 0万円 資産税 5万円 (7割軽減該当)	39,200円	40,400円 1,200円	3.1%	
	⑫	主 所得 0万円 資産税 無 (無申告世帯)	76,000円	85,200円 9,200円増	12.1%	
	主・35歳	⑬	主 所得 100万円 資産税 無	103,800円	114,600円 10,800円増	10.1%



**低所得世帯に対する
引上げの緩和対策**

【特別減免(案)】

**世帯合計所得が300万
円以下の世帯に対して
は、年間2,000円の特別
減免を実施
(平成25年度のみ)**



減免後の税額(c)		増減率 (c)/(a)	
増減額(c)-(a)			
—	—	—	①
—	—	—	②
359,500円	29,500円増	8.9%	③
150,500円	13,900円増	10.2%	④
290,700円	24,700円増	9.3%	⑤
155,000円	16,000円増	11.5%	⑥
322,500円	22,700円増	7.6%	⑦
246,600円	19,100円増	8.4%	⑧
109,700円	3,900円増	3.7%	⑨
23,400円	700円増	3.1%	⑩
68,500円	3,700円減	▲5.1%	⑪
38,400円	800円減	▲2.0%	⑫
83,200円	7,200円	9.5%	⑬
112,600円	8,800円増	8.5%	

(6) モデルケース別の県下比較

① 所得200万円(四人世帯・介護二人有・固定資産税10万円)の場合[例②]

現行順位	市名	税額
1	新城	376,750
2	豊川	369,410
3	常滑	365,760
4	半田	360,540
5	岩倉	357,630
6	津島	354,300
7	稲沢	353,080
8	田原	352,940
9	高浜	352,090
10	蒲郡	348,960
11	瀬戸	344,788
12	東海	342,590
13	あま	340,840
14	尾張旭	340,130
15	一宮	334,320
16	春日井	330,000
17	愛西	325,260
18	弥富	322,270
19	西尾	321,180
20	犬山	317,680

以下省略

改定案 361,500円 (+31,500円)

減免案 359,500円 (+29,500円)

② 所得200万円(二人世帯・介護有・固定資産税10万円)の場合[例④]

現行順位	市名	税額
1	豊川	308,210
2	岩倉	305,630
3	新城	303,950
4	常滑	300,960
5	半田	297,140
6	津島	296,300
7	稲沢	292,080
8	高浜	290,890
9	蒲郡	289,760
10	瀬戸	286,008
11	田原	278,540
12	あま	276,040
13	尾張旭	272,730
14	一宮	271,920
15	江南	268,604
16	西尾	267,180
17	春日井	266,000
18	愛西	265,260
19	犬山	264,880
20	弥富	264,270

以下省略

改定案 292,700円 (+26,700円)

減免案 290,700円 (+24,700円)

③ 所得100万円(二人世帯・介護有)の場合 ※2割軽減[例⑤]

現行順位	市名	税額
1	新城	161,700
2	瀬戸	160,400
3	尾張旭	158,900
4	半田	156,400
5	常滑	154,900
6	一宮	153,600
7	高浜	152,300
8	蒲郡	152,000
9	豊川	150,200
10	津島	149,100
11	東海	148,300
12	稲沢	147,300
13	田原	147,100
14	刈谷	140,900
15	あま	140,800
16	愛西	140,200
17	春日井	139,000
17	弥富	139,000
19	豊田	137,200
19	岩倉	137,200

以下省略

改定案 157,000円 (+18,000円)

減免案 155,000円 (+16,000円)

④ 所得0円(一人世帯・介護有)の場合 ※7割軽減[例⑨]

現行順位	市名	税額
1	豊橋	28,400
2	田原	26,400
3	新城	25,600
4	岡崎	25,100
5	尾張旭	24,200
6	常滑	23,700
7	半田	23,300
8	高浜	23,200
9	蒲郡	23,000
9	瀬戸	23,000
11	春日井	22,700
12	稲沢	22,500
13	安城	22,200
13	津島	22,200
15	あま	22,100
16	一宮	21,900
17	愛西	21,600
18	豊川	21,200
19	大府	21,100
20	豊田	21,000

以下省略

改定案 25,400円 (+2,700円)

減免案 23,400円 (+700円)

⑤ 所得0万円(一人世帯・介護有・固定資産税5万円)の場合 ※7割軽減[例⑪]

現行順位	市名	税額
1	岩倉	49,350
2	田原	47,960
3	岡崎	44,170
4	豊川	42,740
5	あま	42,140
6	稲沢	41,500
7	新城	41,120
8	常滑	40,760
9	大府	40,180
10	津島	39,700
11	春日井	39,200
12	清須	38,620
13	江南	37,760
14	高浜	37,220
15	豊明	37,170
16	豊橋	36,440
17	小牧	36,380
18	蒲郡	36,320
19	半田	35,810
20	愛西	34,100

以下省略

改定案 40,400円 (+1,200円)

減免案 38,400円 (-800円)

※名古屋市、豊橋市、岡崎市は市民税所得割額に賦課するため、除外する〔(1)～(3)〕